

2025 年 3 月 26 日

投資家の皆様へ

大和アセットマネジメント株式会社

信託約款変更のお知らせ

下記の変更対象ファンドについて、投資信託及び投資法人に関する法律が改正されることに伴い、運用報告書にかかる信託約款の変更を行ないますので、お知らせいたします。

1. 変更対象ファンド

2025 年 4 月 1 日現在存在する公募ファンド

※運用報告書の作成義務がない上場投資信託およびダイワMR F（マネー・リザーブ・ファンド）を除く

2. 変更内容および変更理由

① 変更内容

運用報告書にかかる信託約款の条文を、以下のとおり変更します。（下線部を変更）

< 現行 >

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

- ① 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。
- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

< 変更後 >

（運用状況にかかる情報の提供）

- ① 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項にかかる情報を電磁的方法により提供します。
- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行なうものとします。

② 変更理由

2025年4月1日付で投資信託及び投資法人に関する法律が改正され、運用報告書の交付義務が運用状況にかかる情報の提供義務に変更されるため。

3. 変更適用日

2025 年 4 月 1 日

4. 運用状況にかかる情報の提供方法

運用状況にかかる情報の提供は、信託約款変更後も従来通り運用報告書により行ないます。

以上